



防災から考える人権Ⅱ ～避難所運営づくり編～

阿南市人権啓発・講師団 講師
阿南防災士の会 副会長

青木 正繁 さん

私の防災活動

私が地域防災活動で所属しています「阿南防災士の会」は、平成24年1月17日に防災における個の力を結集して、民間から防災・減災活動に取り組み、「市民と行政の架け橋になりたい」との思いを形に結成しました。

全会員が、防災士資格の取得者であり、防災訓練の参加や防災・減災に関する知識や技術を還元し、情報共有を図りながら社会の防災力向上のための活動を行っています。

自然災害はいつ発生するか分かりません。平成23年3月の東日本大震災以降も平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震、そして令和6年の元旦に発生した能登半島地震

と大きな自然災害が多発しています。私は、能登半島地震における災害支援活動に徳島県災害派遣福祉チームとして令和6年1月31日～2月6日、石川県金沢市にある「いしかわ総合スポーツセンター」*1・5次避難所で要配慮者等の支援活動を行ってきました。今回は、男女共同参画の視点に立った避難所運営づくりを中心に考察したいと思います。

避難所運営事例から考える

東日本大震災時の事例から避難所運営には女性の意見が反映されにくく、多くの避難所では、女性への配慮が十分行われていなかった状況の報告がありました。

例えば、避難所生活においてプライバシーの保護の観点で仕切りを要望しても家族同士だからいいだろうと導入をしてくれなかったり、避難者多数にも関わらず女性専用の着替え場が1カ所のみで設置で女性が着替えを布団の中で行ったり、女性専用の洗濯干し場が設置されず下着を盗まれる恐れもあり生乾きのまま着替えたリ、授乳場を設けず、授乳時は壁側へ向いて行う等の事例が報告されています。仮設トイレも夜間は危険なので排尿しないよう水分を控えた結果、健康障害が発生する等、本来命が無事に助かり安心・安全な居住空間であるはずが、窮屈な避難所生活を送らざるを得ない状況がありました。

避難所運営において、災害リスクの高いといわれる要配慮者（乳幼児、高

齢者、障がい者、外国人）に対する対策はもちろん、避難所運営における決定事項に女性の意見や声が正しく反映されるよう参画を促し、ニーズの違いに十分配慮をすべきであります。

避難所運営に女性の意見反映を

発災時に避難所運営の防災リーダーとして活躍したのは、多くの場合自主防災組織や自治会役員の男性でした。避難所生活が落ち着くにつれ、防災リーダーにはさまざまな相談が持ち込まれます。相談は、避難生活の細かなルールや避難者同士の人間関係、避難所の衛生環境面、家族や子どもへの悩み、経済面など相談は多岐にわたります。

そこで避難所において、女性防災リーダー役を複数指名し、女性からの相談のとりまとめをしてもらいます。一人ひとりがそれぞれに相談すると、個別に対応することが難しい場合がありますが、女性防災リーダーたちが複数人で相談を取りまとめることで対応もしやすくなり、女性・子ども・高齢者も相談がしやすくなるのではないのでしょうか。

女性が避難所運営の防災リーダーとして関わることで、避難者が少しでも快適に避難所生活を送ることができるようになります。

避難所生活におけるニーズの違いに配慮するためには、平常時の防災対策において女性の意見が反映されていることが必要です。女性が、防災に関する政策方針の決定過程に参画

する必要がありまます。そのためには、各組織内で男女共同参画の視点を浸透させ女性が参画し、防災リーダーとなるための工夫がもつと必要であると考えています。

育てよう！女性防災リーダー

私も講師役で関わらせていただきました、スポーツクラブ「はーぶな長生」さんが主催し阿南市では初めて「男女が共に担う防災活動女性防災サポーター育成講座」いざという時のために今できること」と題して全3回講座を開催し女性防災サポーターが誕生しています。私は、こうした女性防災リーダーをもつと育成し市内で女性防災リーダーが増えて、要配慮者を含むさまざまな立場の当事者が関わりながら避難所運営づくりを行っていく体制づくりが必要であると思います。

*1・5次避難所概要

被災地におけるライフラインの状況等に鑑み、自宅の復旧や仮設住宅等への入居までの間の被災者の生活環境を確保するため、被災地の避難所等から、被災地外の一時的な避難施設やホテル・旅館等の2次避難所への被災者の移動を支援します。

(石川県令和6年1月8日資料提供)

問い合わせ

人権・男女共同参画課

☎22-3094